

ワンポイントアドバイス!

知っておきたい贈与税のポイント!

- ◇ 贈与税は原則として取得した財産すべてに課税されます。
贈与税には年間110万円の基礎控除がありますが、ここで注意すべきは直接的な財産だけでなく、実質的に贈与とみなされるもの(みなし贈与財産)にも課税されます。下記の財産には注意してください。

生命保険金	自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った時
定期金	自分が掛金を負担していない簡易年金などの定期金を受け取った時
信託財産	自分が委託していない信託財産を受け取った時
債務免除	債務の肩代わりや減免をもらった時
信託財産	時価に対して著しく低い金額で財産を譲り受けた時

- ◇ 逆に以下のものは贈与税の対象となりません。

法人からの贈与財産	法人から取得した財産(ただし、所得税の対象です)
生活費・教育費	夫婦・親子・兄弟などの扶養義務者が、日常生活に必要な費用や、学費・教材費・文具費として必要な都度充てた財産(ただし教育費、生活費の名目で贈与を受けた場合でも、預金したり、株式や不動産の購入資金に充てた時は贈与税がかかります)
公益事業用財産	宗教・慈善・学術など、公益を目的とする者が取得し、公益事業に使われることが確実なもの
特定公益信託からの財産	奨学金の支給目的、または、財務大臣の指定した特定公益信託から交付される金品で、一定の要件にあてはまるもの
障害者の給付金受給権	心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利
選挙	公職選挙法の適用を受ける選挙候補者が選挙運動のために取得した金品、利益で、公職選挙法の規定により報告されたもの
香典・祝物・見舞金	個人から受ける香典・花輪代・祝物・見舞金・年末年始の贈答などの金品で社会通念上相当と認められるもの
相続開始年の贈与	相続や遺贈により財産を取得した人が、相続があった年に被相続人から贈与された財産(贈与税の対象とはならず、相続税の対象となる) ただし、贈与税の配偶者控除の適用条件を満たし、居住用不動産などの贈与を受けている場合、対象となる金額を相続財産とせず、贈与税の対象とします
離婚による財産分与	夫婦の離婚により財産分与で取得した財産。 過大な財産分与、贈与税や相続税逃れの離婚は、贈与税が課税されます。



詳しい内容やご質問がございましたら
06-6313-1369 まで
お問い合わせください

11月の花 オギ(荻) (萩ではありません、ススキと違い群生しない)
花言葉 「片思い」「爽やか」「片恨み」